

IV. 原爆被爆者健康診断個人票の光ファイリング化

1. 入力までのいきさつ

原爆医療法に基づき、被爆者に対して年2回の定期健康診断が実施されている。原爆資料センターでは、この検査成績をコンピュータに登録し、被爆者の健康管理に寄与とともに、疫学研究を行っている。しかし、健康診断個人票の法的保存年限は5年と定められているが、被爆者の健康診断個人票は被爆者の貴重な資料であるため処分せず、全てが保存されてきた。健康診断の開始が昭和32年であり、それ以来の膨大な健康診断個人票が長崎市の数箇所の倉庫に保存されていた。昭和61年、築町倉庫が解体されることになり昭和32年から昭和50年の健康診断個人票の保存に困窮した。そこで長崎大学医学部原爆資料センターに保存の依頼がなされた。当センターには保存スペースはなく、屋上にプレハブ倉庫の設置という応急処置で対応した。健康診断個人票は増加する一方であり、また空調設備のないプレハブでは健康診断個人票はいたむ一方であった。平成3年、医学部に共同利用として光ファイリング装置が設置されたのを機会に、健康診断個人票保存の光ファイリング化が検討された。平成3年6月、長崎市と原爆資料センターの協議の上、健康診断個人票の光ディスクへの入力が開始された。この光ファイリング化は平成3年度から平成10年度までの8年計画で行われる予定である。

2. 入力内容

今までの健康診断個人票の数値情報はすでにコンピュータに登録されている。コンピュータ未入力の文字情報を光ファイリングをする。すなわち、医師の所見、心電図の波形、

レントゲン所見などが記入されている文字情報は光ディスクへ入力し、これらの情報がないものは入力不要とする。初年度は一般検査のみの入力であった。一般検査では、医師の所見が記入されているものは1割程度であった。光ファイリングの入力はコピーと同じ要領で行われ、イメージスキャナで資料を読み取らせる。入力した各々の健康診断個人票について後に検索するために、被爆者手帳番号、カナ氏名、検査年月日の3つのコードを入力している。

3. 保存の意義

入力開始後、8ヶ月でダンボール箱に入っている健康診断個人票の200箱が処理された。ダンボール箱1つに約3,000枚の個人票が保管されているので、約60万枚を処理したことになる。このうち光ディスクに入力されたのは、この1割で約6万枚である。記録容量は光ディスク一枚にB5サイズの用紙で22,000枚であるが、検索コードを入力しているため、実際に入力した分は18,000枚程度であった。これらの情報が小さなディスクケット(13cm×13cm)におさまり、スペースの節約を考えると非常に効率がよい。また、氏名あるいは手帳番号を入力すると短時間で希望の情報を検索してくれる。

さてこれらの多大な労力とお金をかけて健康診断情報を保存しておく意義は何か。原爆資料の保存の意義は二つある。一つは原爆被爆者の資料を後世に残すという使命、もう一つは学術的利用である第一の使命は十分に果たされつつある。今、光ディスクに入力した資料の科学的な立場からの評価を行っている。